

別添

## 教育用ノートデータベース開発・改修等支援業務仕様書

### 1 業務の名称

教育用ノートデータベース開発・改修等支援業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務の目的

鳥取県（以下「発注者」という。）の教育委員会事務局の職員及び県立学校の教職員（以下「県教職員等」という。）が行う業務の効率化を図るために発注者が導入したグループウェア「HCL Notes」（以下「ノート」という。）を活用したデータベースの開発・改修等支援業務を委託し実施する。

### 3 業務期間

令和7年4月1日から令和9年3月19日までとする。

### 4 業務内容

鳥取県教育センターの指示のもとに、次の業務を行うものとする。

#### (1) 新規ノートデータベースの開発支援及び既存ノートデータベースの改修支援業務

##### ア 業務概要

受注者は、県教職員等が行う業務の効率化を図るため、ノートを活用した新規データベースの開発及び開発支援、既存データベースの改修、及び改修等の支援（修正及び不具合対応）を行う。ただし、ノートデータベースの開発・改修経験のある技術者1名以上を業務にあてること。

なお、作業実施に当たっては、データベースの開発及び改修等を希望する県教職員等の要望を反映した利用しやすいシステムの構築支援をするものとする。

また、設計については極力簡素なものとし、迅速かつ数多く対応を行うとともに、必要に応じてシステム設計上ポイントとなる部分についてドキュメントを残す等、データベース管理者である県教職員等が修正対応しやすいよう配慮するものとする。

##### イ 対象となるデータベース

ノートを導入している鳥取県教育委員会事務局及び県立学校で利用している又は利用予定のデータベースのうち、業務処理系のものを中心とする。

##### ウ ノート環境

本業務の対象となるノートの環境は、次のとおりである。

なお、業務期間内に後継バージョンへの移行を予定しているため、アの技術者は後継バージョンにも対応できる者とする。

(ア) Notes クライアント環境 Notes12

(イ) Domino Server 環境 Domino12

##### エ 相談者との連携

受注者は、発注者からの依頼に基づき、相談者から改修概要等を聞き取り、必要な開発及び改修等を行うこと。

また、発注者の指示があった場合は、相談内容等を共有すること。

## (2) 業務実施条件

- ア 本業務に要する予定工数の上限は、延べ52人日（1人日は8時間とする。）とする。  
ただし、各年度の年間工数の上限は、26人日とする。
- イ 受注者は、本業務を行った日ごとの作業実績工数（以下「実績工数」という。）及び作業内容を明記した記録を毎月発注者に提出するものとする。
- ウ 受注者は、円滑に本業務が遂行できるよう、契約締結後速やかに発注者と打合せを十分に行うものとする。
- エ 業務期間中、県教職員等と同等スペックのパソコン1台を、発注者から受注者へ無償で貸与するので、業務終了後、直ちに発注者に返却すること。  
なお、貸与中の故障修理等については、受注者の負担にて行うこと。

## (3) 業務実施場所

本業務の実施場所は、受注者の事業所内又は鳥取県教育センターとする。

## 5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

## 6 追完請求権

- ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。
- イ 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

## 7 任意解除

- ア 発注者は、8又は9の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

## 8 催告による解除

- ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（エ）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - （ア）正当な理由なく、始期を過ぎても業務に着手しないとき。
  - （イ）業務を遂行する見込みがないとき又は業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、6の履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

## 9 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア) から(ク)のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) 業務期間満了までに、受注者が本業務の履行をしないでその時期を経過したとき。

(オ) (ア) から(エ)に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が8の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(カ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

## 10 解除の制限

8のアの(ア) から(エ)及び9のアの(ア) から(オ)までの規定に定める場合が発注者の責

めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、8及び9の規定による契約の解除をすることができない。

#### 11 資料提供

受注者は、本件業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

#### 12 秘密の保持

- (1) 受注者は、業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

#### 13 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

#### 14 再委託の禁止

受注者は、再委託をしてはならない。

#### 15 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

#### 16 完了報告及び検査

受注者は、発注者の毎年度の最終営業日の10日前までに本業務に係る全ての作業実績工数が確認できる完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。

#### 17 委託料の支払

- (1) 受注者は、16の完了報告が適正と認められた通知を受けた後、当該年度に係る委託料の請求書を発注者へ提出すること。その際の請求金額は、本業務に係る契約単価に実績工数(人日単位)を乗じて得た金額(以下「実績金額」という。)に、消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。

なお、1人日に満たない端数の実績工数に係る実績金額は、本業務に係る契約単価を480で除した額に実績工数(分単位)を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、

未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

18 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

19 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

20 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本仕様書に定められた事項及び本業務に係る契約が守られず、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

21 作業場所の特定

受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、受注者は発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

22 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者が協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法第6条に定めるとおりとする。

23 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。